

●犬の登録・狂犬病予防集合注射日程表

期 日	時 間	場 所
5月 10日(金)	9:00~ 9:30	陣内地区公民館分館
	9:45~10:15	岩坂公民館
	10:30~11:00	錦野地区公民館分館
	11:15~11:45	瀬田駅前
	13:30~14:00	野外活動等研修センター(旧真城小)
	14:15~14:45	矢護川コミュニティセンター(旧矢護川小)
11日(土)	9:00~10:00	町生涯学習センター駐車場の北側
	10:30~11:30	役場 オークス駐車場
12日(日)	9:00~10:00	美咲野中央公園
	10:30~11:30	役場 オークス駐車場
13日(月)	9:00~ 9:30	杉水地区公民館
	9:45~10:15	人権啓発福祉センター(隣保館)
	10:30~11:00	高尾野公民館敷地
	11:15~11:45	大津東区コミュニティセンター

- 1頭あたりの料金
- 登録手数料 3,000円(新規のみ)
- 注射料 2,570円
- 注射済票交付手数料 500円

●犬の登録・狂犬病予防集合注射
平成31年度第1回犬の登録・狂犬病予防集合注射を実施します。狂犬病予防法により飼主は飼い犬に年1回必ず予防注射を受けさせなければなりません。今回注射できない場合は、最寄りの動物病院でも受けることができます。案内はがきを必ずお持ちください。

●省エネ設備設置補助制度終了
平成19年度より、地球環境にやさしい循環型社会の形成を目指し、太陽光発電などの再生可能エネルギーの普及・啓発のため、住宅用省エネルギーシステムを設置された人を対象に補助を行ってきました。皆さんのご協力のもと、多くの家庭に省エネルギーシステムが導入され、当初の目的が達成されましたので、平成31年度よりこの補助制度を終了します。今後とも地球温暖化防止に向けた取り組みを推進しますので、皆さんのご協力をお願いします。

混合ワクチンを接種すると、3週間は狂犬病注射が受けられませんので注意してください。体調の悪い犬、治療中の犬は注射前に相談してください。
事故防止のため、飼い犬を放したり、他の犬に近付けないよう管理徹底をお願いします。また、道路などに犬のふんを残さないように後始末をお願いします。
※大津町・菊陽町にある動物病院以外で既に狂犬病予防注射を受けている場合は、注射済票をお持ちください。ただし、注射済票代として500円が必要です。
※大津町・菊陽町にある動物病院ですでに狂犬病予防注射を受けている場合は、手続きは必要ありません。

地下水保全設備設置補助

種別	補助対象条件	補助額	申請要件
雨水浸透ます	・排水量の多い雨樋から接続すること ・浸透ますには、雨水以外のものを流入させないこと ・その他	・1基あたり10,000円 最大4基まで	・町内に住民登録があり、その住所地に居住する住宅等に設置すること ・補助対象機器は未使用品であること ・設置前に申請すること(事前予約制で、設置工事中や設置後の申請は受け付けません)
雨水貯留タンク	・有効貯水量が50リットル以上 ・5年以上耐えられる構造、材質であること ・散水などを行うための機能があること ・その他	・貯留容量200リットル以上1基あたり上限35,000円 ・貯留容量200リットル未満設置費用の1/2上限24,000円	

●地下水保全設備設置補助
町では、生活用水をほぼ地下水に依存しています。そこで、地下水涵養と節水のため、地下水保全設備の設置補助を行います。

後期高齢者医療制度 保険料の軽減内容が変わりました

平成31年度は、後期高齢者医療制度の保険料の軽減内容の見直しが行われましたので、ご確認ください。被保険者が納める保険料は、公費や現役世代の支援金とともに大切な財源となります。被保険者の皆さんの理解とご協力をお願いします。



●保険料の計算方法

保険料(年額)は、被保険者均等割額と所得割額を合計して、個人単位で計算します。保険料の上限は年額62万円です。

被保険者均等割額 47,900円 (被保険者全員が等しく負担)	所得割率 9.26% (被保険者が所得に応じて負担)
---------------------------------------	----------------------------------

年額 保険料	=	均等割額 47,900円	+	所得割額 基礎控除(33万円)後の総所得金額等 × 所得割率9.26%
-----------	---	-----------------	---	--

●保険料の軽減

所得の低い人と、被用者保険(※)の被扶養者だった人は、平成31年度から保険料の軽減が変更になります。
※被用者保険…国民健康保険・国民健康保険組合以外の健康保険

■保険料均等割額の軽減

世帯の所得額の合計	均等割額の軽減割合
33万円以下で、世帯内の被保険者全員に所得がない(年収80万円以下)	変更前9割 → 変更後8割
変更点2 変更前27.5万円 33万円以下	8.5割
33万円+(28万円×世帯の被保険者数)以下	5割
変更点3 変更前50万円 33万円+(51万円×世帯の被保険者数)以下	2割

変更点1 介護保険料の軽減拡充に伴い軽減率が下がります。

※均等割の軽減判定についての総所得金額等は、専従者控除や譲渡所得特別控除の適用前になります。また、年金所得については15万円を控除した額で判定します。

■被用者保険の被扶養者だった人の軽減

平成30年度	平成31年度
均等割額5割軽減 →期間の制限なし (所得割額はかかりません)	均等割額5割軽減 →後期高齢者医療制度に加入した日の属する月から2年間 2年経過後は軽減なし ※被用者保険の被扶養者だった人で、後期高齢者医療保険制度の資格取得後2年を経過している人は軽減の対象外です。 (所得割額はかかりません)

【保険料の計算例】 単身世帯で本人の収入が年金196万円のみの場合

均等割額 年金収入196万円 - 年金控除額120万円 = 高年齢特別控除(年金収入にかかる控除)15万円 = 基準額61万円	5割軽減該当	所得割額 年金収入196万円 - 年金控除額120万円 = 基準額76万円
軽減前均等割額47,900円 × 軽減割合5割 = 均等割額23,950円		基準額 - 基礎控除額76万円 - 33万円 × 所得割率9.26% = 所得割額39,818円
1年間の保険料 均等割額23,950円 + 所得割額39,818円 = 保険料額63,768円		